

## 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (11月26日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	5
議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	12
議案第50号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	13
議案第51号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	16
諸般の報告 .....	17
日程の追加 .....	17
議案第48号及び議案第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	18
日程の追加 .....	20
議案第50号及び議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	20
閉会の宣告 .....	22
署名議員 .....	22

平成25年第8回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成25年11月26日  
会期 1日間  
閉会 平成25年11月26日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
11月26日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第48号及び第49号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第50号及び第51号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時40分	議案第48号及び第49号経済建設常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時10分	議案第50号及び第51号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午前10時50分	経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成25年第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成25年11月26日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成25年11月26日 午前10時00分)

閉 会 (平成25年11月26日 午後12時19分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 財 務 課 長 山 城 文 子

副 村 長 山 城 清 臣 企 画 観 光 課 長 山 城 均

総 務 課 長 兼 村 史 編 纂 室 長 島 袋 幸 俊 建 設 環 境 課 長 大 嶺 実

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第48号	結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
5	議案 第49号	結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
6	議案 第50号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提案説明 質疑～付託
7	議案 第51号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第48号	結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第49号	結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第50号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第51号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成25年第8回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番 具志堅朝秀議員及び9番 平良嗣男議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約についてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。  
本日は、第8回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員おそろいの中で審議できますことを皆さん方に厚く御礼を申し上げます。  
それでは議案を提案いたします。  
議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について  
結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

## 記

- 1 契約の目的 結の浜公園整備植栽工事（1工区）
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,942万5,400円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字喜如嘉1117番地の1  
商号 株式会社 丸孝組  
氏名 代表取締役 前田 孝明

平成25年11月26日提出  
大宜味村長 島袋義久

### 提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

### ○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

### ○ 建設環境課長（大嶺 実） おはようございます。

それでは議案第48号の補足説明をさせていただきたいと思います。

結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について。

結の浜土地利用計画に位置づけられる海岸緑地形成に資する整備工事であります。結の浜地区は、通年風が強く、特に冬場の北風には強風が多いため、護岸沿いの防風林エリアに植栽を行い、結の浜地区の安全確保と、護岸緑地形成の向上を図る目的に実地するものであります。

事業名、大宜味村結の浜公園整備事業。工事名、結の浜公園整備植栽工事（1工区）。工事場所、大宜味村字塩屋地内。工事概要、結の浜公園整備土木工事（その1）平成24年度繰越事業でございますが、植栽エリアの造成工事が終わり、造成が完了した箇所にも客土を置き植栽する工事であります。敷地造成工、客土3,900立米、赤土は結の浜のストックされた土と根路銘治山工事から発生する土を使用します。植栽工、防風林エリア①低木、グンバイハマヒルガオ5,033本、ハマササゲ5,033本。防風林エリア②低木、アダン396本、ほか2樹種396本、防風林ネット741メートル。防風林エリア③中木、ツワブキ3,279本、ほか9樹種3,671本。防風林エリア④中木、フクギ31本、張芝1,060平米であります。

予定工期は、平成25年11月27日から平成26年3月21日となっております。

なお、平面図及び詳細図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

### ○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 次の議案第49号についても関連するわけなんですけど、この植栽関係について伺いしておきたいと思います。さっき課長の補足説明では北風が強いとかという話もありましたけれども、過去に埋立地内の松の植栽がありましたね、国道沿いも。国道沿いのほうはちょっと残っているんですが、埋立地内はほとんどなくして、あれも後から18本だったか、あと補正で対応した経緯がある

んですが、植栽しますと、これが活着してできるまで管理運営というのはきちんとやらなければいけません。その管理運営については契約上どうなっておりますか、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 孝議員の質疑にお答えします。

今のは管理上の問題ということでの質疑ですけれども、道路今、街路樹の松の木が枯れて大きな問題になったと思いますけれども、今回の工事で請け負った側が現場を引き渡してもらおうと、村が実際管理になるとは思いますけれども、1年間、貸した植栽に関しては、請負の会社が管理することになっております、1年間は。2年目以降は村が責任持ってやるべきことなんですけれども、それは村が責任を持って管理しないとイケないと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今の課長の説明では、1年間は請負業者が管理するんだと、これは恐らく民法上による瑕疵担保1カ年の期間を定められていると思うんですよね。これは契約上もきちんとそれは明記されているんでしょうね。単なる話し合いだけではいけないでしょう。ですから契約上、どうなっているかと聞いているんです。皆さんが今、契約しているのは単なる工事請負契約の、いつも定型、印刷されているものだけにやったら困るなと思って。建物の場合とは全然違うと思うんですよね、植栽などの場合は。瑕疵担保がどううたわれているかということを知りたかったんです。当然1カ年は民法上の義務ですから、それをやらないといかんとは思いますよね。契約交わされているんですから、契約書の内容を見て、委員会もあるわけですから、委員会のほうにも、私は総務委員ですから、委員会で聞けないものですからあえて質疑しているんですよ。契約書の中で、一連のその瑕疵担保というのをきちんとやっているかどうかですよ、契約書上うたわれているかどうかを確認したいということなんです。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 孝議員の質疑にお答えします。

瑕疵担保は契約条項には明記されていると思います。ただし、この瑕疵担保は、要は業者が行為で何か施工ミスとか、そういったことで瑕疵があるよということなんですけれども、植栽に関しては、例えば自然とのあれですから、一応植栽に関しては1年間は責任を持って、枯れた場合には請負業者が植えかえするという事になっているんですけれども、そのあたりですね、再度、もう一度確認させてください。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） これは課長、契約する場合は一番大事な事なんです。1年間はそういうことでわかりますよ。瑕疵担保というのは請負業者が責任を持ってやるのが瑕疵担保ですから、それ以降は村が運営せんといかんだらうと、それはおっしゃるとおりですよ、それは。それはわかっているんですよ。契約上きちんとうたわれているかを聞いているんですよ、私は。と思いますがとかじゃなくて、あなた方これ契約してやっているわけですからね。過去に補正もして、松の植えかえもして、実績あるでしょう、植えかえた実績も。あれは結局強風だけじゃないですよ、そっちはね。風があつたら潮が、塩害もあるんですよ、確かに。確かに難しいだろうと思うんですよね、それ。だからその辺、1カ年の瑕疵担保があるんだとしたら、1カ年、もし枯れたら植えかえさせるとか、そういうような契約上ぴしゃっとやっておかないと、また前みたいになりますよ。前は瑕疵担保が、期限が切れたから補正ということで18本か、予算組んでやった経験がございましょう。覚えてますよ、それ。委員会でもこれ質



疑したんだから。だからこの植えたものが活着してきれいにできる方法をどういうふうに契約で結んでやるかということが一番大事なことなんですよ、いろはですよ。瑕疵担保、民法あれですよ、民法640条で、これでしょう。きちんとそういうことでやっているわけですから。契約上できないから、民法で別の規定があるんですよ。だからその瑕疵担保というのはきちんとやらなきゃならないんじゃないかと思うんです。業者は、結局1カ年は責任を持って育苗をきちんとやっていくんだと、育成していくんだということはしっかりまた皆さん管理監督をしていただきたいと思います。

そしてその契約書の内容については、経済建設委員会に付託される予定ですから、委員会のほうに資料を提出していただけますかどうか、この2点についてお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 孝議員の質疑にお答えします。

契約書の中身については、再度確認して、委員会のほうに提示したいと思います。現場が終わってですね、どういうふうに管理するかというのは、もちろんこれは役場が責任を持ってやるべき業務ですので、育成するのに業者と1年間は一緒に、ともにしながらですね、2年目以降から村が責任を持って植栽の管理に関してはしていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 前田 孝議員と大体同じような質疑ですが、この土地、結の浜土地利用計画に位置づけられている護岸緑地形成に資する整備工事ということでやったんですが、安根川から北側と、そして今、1工区、2工区終わった南側、その緑地帯の計画はいつごろあるのか。その辺1点と。

今、孝議員からあったとおり、この辺は皆さんも御存じのとおり、結の浜の石碑を境にして、南、北、全然違うわけなんですよ。特に今の下水処理場から北側というのはもうススキさえも生えないような本当に荒地で、果たして植栽も、植栽工の周囲も海岸沿いの環境に適したものと思うんですが、果たして潮風、これに対して本当にできるのかどうか。さっき質疑があったとおり、保証と今後の枯れた場合の対応とかは本当にできるのかどうか。その辺、石碑のあるところでも、あるいは芝生でも種子が悪かったのかわからないが、2回ぐらい…、1回ですか、補正でやりかえたこともあると思うんですが、その辺の潮風を考慮してどういうふうに、本当にできるのかどうか、2点ちょっとお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 大城議員の御質疑にお答えしたいと思います。

1点目についてですね、現在、実施している以外の緑地計画等についてということでお答えしたいと思います。安根川から北側、それと漁港側の計画についての御質疑について、現在、実施しております事業につきましては一括交付金において、観光関連で村の観光を、この海浜公園を拠点としていくという位置づけを持っていまして一括交付金で実施しております。今後、しかし北側につきましてはですね、その関連関係に結びつけるのがちょっと難しい面もございまして、今、事業のメニュー等の洗い出しとこの段階でございまして、今後の計画というのは何年度に行うということはまだ計画はございません。これまで埋め立ての護岸緑地帯の整備につきましては、いろいろ計画がありましたが、これまで現在については団地、あと企業支援施設等ができてきております。そして分譲住宅のほうにも1戸できてきてございまして、そういう街区の形成が進んできてございまして、以前につきましてはそういう形成も

ない部分に事業等は難しいということでしたが、現在そういう施設、それから学校等が進んできておりますので、また何らかの事業を結の浜地内の計画が進んできておりますので、それに見合う事業ということで洗い出しながら計画を策定していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは佐一議員の質疑にお答えします。

樹種の選定でございますけれども、今こちらのほうに本がございますけれども、大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画というのがありますけれども、その中で学識者のもとで、例えば植栽の件については、元琉球大学の教授とか、植栽に詳しい造園の社長などの意見を交えて、海岸に強い、潮に強い樹種を選定しております。そして今、マウンドをつくっているんですけれども、やはりマウンドを設けることによって風などを防ぐということで樹種を選定しております、低木、中木、高木ということで苗木になっております。それに基づいて、基本計画、そして実施計画も反映されて樹種選定に至っております。

そしてですね、先ほどの保証の件ですけれども、孝議員にもお答えしたんですけれども、1年間は請負業者の責任を持って保証というか、枯れた場合にはもちろん植えかえを行いますけれども、村も一緒に管理していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま企画観光課長のほうから北側、南側については、何か観光関連とか施設がないからできないとかというような答弁があるんですが、ちゃんとこの大宜味村の結の浜の公園スポーツ拠点整備計画の中にちゃんと緑地帯の計画もあるわけなんですよ、これは。これ自体がじゃあできないということなのか。そして一番、単純に、だれが見ても考えるのは、普通何も無いところに、まず何か施設をつくる前に、やっぱりもう風がある、波が上がる。一番、防潮林、防風林の設置から先じゃないかなと思うんですけれどもね。建物をつくってもあの防潮林、防風林というよりは、本当は逆じゃないかなと思うんですけれどもね、私らの考え方からしたらね。植物にしても、ミカン類でもあれでしょう、例えばの話、ミカンを植える前に、計画的にいついつ植えるからその前に防風林をつくっておこうと。ミカンを植えて後から防風林だとみんなやられますよ。こういうこともあるのでね、ちゃんとやっぱりこの防潮林、防風林、この一帯は特にこういう波、風激しいところであるので、そういったものが先じゃないかと私は思うんですが。

そしてこの結の浜の公園スポーツ拠点整備計画、これは立派なものをつくられているんですけれども、これに基づいた計画も本当にやってほしいと思いますよ。この公園整備計画なんてね。こういったことをちゃんと順序よく、本当に十分な議論をしてこういうところはこうやったほうがいいのか。何か今、いろんな事業を見ると慌てて、忙しく何か、アワティーカーティーしてやっているというか、そういう感じに見えるものだから、だから後々からいろんな、こっちが何とか何とか、足りなかったらまた補正、また何があったから補正とかね。こういうのもきちんと議論して、本当にいいか、ちゃんとはっきりしたものを出してから実施していくのが私は当たり前じゃないかと思うんですけれども、その辺1点、今度の計画において、本当に地域の方も、今、建設環境課長からも理由があるような、これには書かれていますよね。いろんなこういうのを参考にしてこういった植栽もやられるとは思いますが、やっぱり地域は地域ですね、もう少しいろんなものどうなのかということも踏まえて検討されたらどうかというふうに思います。

あとまた1点はですね、総務課長にちょっとお聞きしたいんですが、前回の質疑のときに、もう3回目まで4回目やろうとしたらちょっとできなかったものですから、計画においての、最後の答弁でですね、総務課長がコンサルタントのものを優先してやるということの答弁があったんですけどもね。要するにお互いのところをお互い、コンサルタントというのはもう理想で、いろんな絵を描いて、人から当たりよく、格好よく見せるために描くものだから、本当にこの現場に合った、地域に合ったようなものがないところも出てくると思うんですね。だからその辺は、お互いみんな職員同士、いろんな話し合いが来ると思いますから、その辺は一番地域にマッチしたものを採用すると。ただコンサルタント任せじゃなくて、コンサルタントのことをちょっとはっきりした覚えがないんですが、コンサルタントの考えを優先したという答弁だったんですけども、その辺はもう少し、地域の、お互いの一番わかる人の考えを取り入れたらどうかと思います、その2点をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは大城議員の1点目の質疑にお答えしたいと思います。

先ほどできないということではなく、先ほど北側等の緑地整備につきましては、議員がおっしゃるとおり、やはり基本的にはそういう防潮とか防風、そういったものを整備して内側の住みやすい環境をつくるのが基本ということで私たちも認識しております。その事業として、私たちが先ほど答えたことにつきましては、やはり相当な事業費がかかります。そういうことで、村単独事業でやるのが相当厳しいような状況がございまして、その事業のメニューを発掘というか、探しているというような状況で、新たな地番において、その防風林事業だとか、農林水産、その部分に集落とか農地とかがございましたらそういうものを守るということで防風林事業とか農林サイドの事業とか、そういったもので相談とかもいけるんですが、その窓口においてそこには今何もないでしょうというような、ふうな状況が出てくるわけです。そういうことで、先ほど申し上げたのは、そういうことがあって内部の整備ということを今発言したんですが、そういうことで、今後、事業としまして、また私たちが調べていない事業等、多々あると思いますので、その辺を探しまして一日も早い事業化に向けて取り組んでいきたいということで答弁させていただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの質疑について、どの議会のどの案件なのかちょっとこっこのほうで把握できませんので、そのあたりは答弁を控えさせていただきたいと思います。またこの議案第48号については、今議会が初めての議案であるし、議題外ということもありまして、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、総務課長の答弁ではどれかわからないということですが、前回の臨時議会、あれは10月の臨時議会で、工事の変更の中での答弁、公園の中の展望台でしたか、トランポリンとかいろんな工事の追加があったところですね、その辺でしたので、その辺はまた後で一応考えてですね、耳打ちでもいいですから、これからまたお互い参考にやっていきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

あと今の企画観光課長の答弁では何もないからできないとあったんですが、これは建物が何もないからできないとか、なければ植栽というのはできないのかどうか。その辺1点。

あとせっかくこういういいパンフレットができて、これは各議員、各区長には配付されないのか、

その辺。せっかくこういうのができているのに何で配らないのか。これはどこかの倉庫に、何部、800万円ぐらいかかっているから相当部数もあったと思うんですけども、これはどうなっているのか、その辺を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 大城議員の御質疑にお答えしたいと思いますが、先ほど何もないとできないのかということではなく、この私たち、すぐこれをやろうということで、必要であるということで、村としては十分考えて取り組んできております。ただある事業のメニューで補助事業を採択する場合にそういうのが多々出てきていますということでたとえを申し上げておりますので、村としましてはそれを最優先にする、防風林、防潮林整備等を、護岸整備を最優先にするということは変わりありません。そういうことで、また私の説明が不十分であったということでおわび申し上げたいと思いますけれども、一応そういう中でも、そういう状況でも今後進めていきますと、そういう補助事業のメニューを探しながら最優先に進めていきたいということでございます。

あと整備計画書につきまして、議員の皆さん、村民の皆さんに行き渡っていないということがございますので、一応すぐにも配付のほうをしまして、計画書の有効活用を図っていきたくて思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それじゃあ、1点だけお伺いしたいと思います。

実は、沖縄県の植栽事業が大宜味村で開催されるに当たって、その前に私が一般質問をさせていただきました。そのときにも、先ほど大城佐一議員からもあったんだが、その結の浜のあり方、これからの施設等ができる中において、防風林から先だろうと。その防風林を先に植えて、二重、三重に防風林を植えてやっていかないと、その地域は皆さん御存じのように大変風の強いところであるというようなことで、そこら辺に品種も、植栽種も例を掲げて私は申し上げたことがありますけれども、今回の、やっとな防風林の結の浜の整備事業ができるということで大変喜んでおりますが、今回、ハマヒルガオとかアダンとかフクギとかそういうものが出てきているので、その海岸沿いのほうにおいては大変ほかのものよりもいいのではないかというふうには私も思っております。そこで、ちょっと皆さんの断面図を見ますと、横のほうにずらっと1本、1本ずつ植えられておられるんですけども、これは先ほどから言うようにこれだけ風の強い地域でありますので、やはり主になるものは中のほうに植えて、二重、三重に植栽する必要がないのかなと。これだけ風の強いところですから、そこら辺はどうなっているのか。横に1本植えなのか、または二重、三重に植えていくのか、そこら辺ちょっとお伺いしたい。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 嗣男議員の質疑にお答えします。

まずはこの断面図なんですけれども、とりあえず防風林エリアが①、②、③、④ということでエリアがありますけれども、例えば防風林エリア①の低木に関しては、平米当たり4本植える予定でございます。50センチ間隔でございますね。防風林エリアに関しては、2.25平米に1本、③のエリアに関しては4平米に1本ですから、2メートル間隔で縦横に植えていきます。④のエリアは6メートル間隔で植栽する予定でございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) 私が言うのは、それはそれでいいですよ、その防風林を海岸沿いに植えていく中において、二重、三重に植えていく必要がないのかということです。これだけ風の強いところだからね。例えばアダンを周辺に植えていくと、そのまた内側にはほかのものを植えていく。そしてその中には大宜味村がメインとする、例えば単純に言えばシークワサーとか、またはハイビスカスとか、そういうのを植えていって環境をよくするような植え方をするのか。そこら辺を聞いているわけです。

○ 議長(金城 勇) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(大嶺 実) 質疑にお答えします。

説明資料の7ページの断面図を見ればよくわかると思いますけれども、海岸沿いから低木、中木で、段になっていますよね。そういう配置で植栽を行う予定でございます。まず最初の低木ですね、段になって、マウンドになっていますので、資料のように断面で植栽を配置する予定でございます。

○ 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) やつとですね、この結の浜に植栽工事が始まるということで大変喜んでおります。これも、執行者にも連携しながら、やっぱりその海岸の、結の浜周辺を環境のいいですね、植栽の植え方、そこら辺を管理も含めてやっていただきたいというふうに希望して終わります。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第48号 結の浜の整備植栽工事(1工区)の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第5 議案第49号 結の浜公園整備植栽工事(2工区)の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第49号 結の浜公園整備植栽工事(2工区)の請負契約について

結の浜公園整備植栽工事(2工区)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

- 1 契約の目的 結の浜公園整備植栽工事(2工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億216万5,000円
- 4 契約の相手 住 所 大宜味村字白浜442番地657  
商 号 有限会社 山城建設  
氏 名 代表取締役 山城 昇

平成25年11月26日提出  
大宜味村長 島袋義久

#### 提案理由

本件については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第49号の補足説明をさせていただきます。

結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約について。

結の浜土地利用計画に位置づけられている村民海浜公園及び海岸緑地形成に資する整備工事であります。結の浜地区は、通年風が強く、特に冬場の北風に強風が多いため、護岸沿いの防風林エリアに植栽を行い、結の浜地区の安全確保と、護岸緑地形成の向上を図る目的に実地するものであります。また公園エリアも植栽を行い、景観の向上を図ります。

事業名、大宜味村結の浜公園整備事業。工事名、結の浜公園整備植栽工事（2工区）。工事場所、大宜味村字塩屋地内。工事概要、結の浜公園整備土木工事（その1）（その2）の繰越工事でございますが、植栽エリアの造成工事が終わり、造成が完了した箇所に客土を置き植栽する工事であります。公園エリアの植栽も行います。敷地造成工、客土2,500立米、赤土は結の浜にストックされた土と根路銘治山工事から発生する土を使用します。植栽工、防風林エリア①低木、グンバイハマヒルガオ6,972本、ハマササゲ6,972本。防風林エリア②低木、アダン514本、ほか2樹種514本、防風林ネット920メートル。防風林エリア③中木、ツワブキ3,983本、ほか9樹種4,455本。防風林エリア④中木、フクギ18本、張芝348平米。公園エリア、低木・中木、ガジュマル4本、ほか18樹種101本、サンダンカ233平米、張芝2,172平米であります。

予定工期は、平成25年11月27日から平成26年3月21日となっております。

なお、平面図及び詳細図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成25年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,089万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,055万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)の概要を説明いたします。

今回の予算補正は、2,089万4,000円の増額補正でございます。

歳入の概要について説明いたします。

13款国庫支出金2,089万4,000円の増額でありますけれども、これは地域の元気臨時交付金事業の活用でございます。

続きまして、歳出の概要について説明をいたします。

2款総務費446万円の増額ですが、低公害車車両導入事業による車両購入分でございます。

4款衛生費502万円の増額ですけれども、簡易水道整備事業分として簡易水道特別会計への繰出金であります。

8款土木費1,504万円の増額ですけれども、道路施設維持管理車両購入事業の車両購入費、村道の防護柵設置事業、饒波・押川地区の道路改良事業分でございます。

14款予備費362万6,000円の減額であります。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明をさせますので御審議よろしくお願ひをいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では、確認だけさせていただきます。

今、2款1項1目18節と8款1項1目18節、同じ備品購入で低公害車2台車両購入ということで、道路維持管理車両の購入とあるんですけれども、これは使えない車が出て、3台も使えない車が出て購入するのか。新たな車が何台か必要で購入するのか、このことだけ伺います。

○ 議長(金城 勇) 総務課長。

○ 総務課長(島袋幸俊) ただいまの質疑にお答えしていきたいと思ひます。

今すぐこれを廃車してこれを導入ということではなくて、せっかく交付金で買えるということもありまして、近々車検等で本当に更新してもいいのかどうかぐらいの古い車と安全性から考えても買いかえの時期が来るといのが数台あります。それも含めて総合的に勘案して今回計上してあります。例えば、水道のほうで使っている車は穴が開いて、村内あっちこっちパトロール等をやっているんですが、本当





◎議案第51号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）平成25年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,009万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年11月26日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容等につきましては、副村長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要を説明いたします。今回の予算補正は502万円の増額で、地域の元気臨時交付金事業の活用であります。

歳入は、3款、一般会計からの繰入金502万円の増額で、歳出は、4款予備費502万円の補正であります。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと

思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

- 
- 議長(金城 勇) 予算審査特別委員会の正副委員長を選任のため休憩します。

(午前10時56分)

- 
- 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

---

#### ◎諸般の報告

- 議長(金城 勇) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

- 
- 議長(金城 勇) 委員会審査のため休憩します。

(午前11時01分)

- 
- 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後12時07分)

---

#### ◎日程の追加

- 議長(金城 勇) ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第48号 結の浜公園整備植栽工事(1工区)の請負契約について及び議案第49号 結の浜公園整備植栽工事(2工区)の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第48号 結の浜公園整備植栽工事(1工区)の請負契約について及び議案第49号 結の浜公園整備植栽工事(2工区)の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第48号 結の浜公園整備植栽工事(1工区)の請負契約について及び議案第49号 結

の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第48号及び議案第49号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について及び追加日程第2 議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約についてを一括議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第144号

平成25年11月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第48号	結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について	可 決 全会一致
議案第49号	結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約について	可 決 全会一致

（宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇）

○経済建設常任委員会委員長（宮城辰徳） ただいま議題となりました議案第48号及び議案第49号の2件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前10時40分からの審査を30分繰り下げて午前11時10分から行いました。

初めに、議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について報告します。

本件は、平成25年度沖繩振興特別推進交付金事業であり、結の浜公園整備事業のうちの植栽工事であります。

工事の概要は、敷地造成工の客土3,900立方メートル、植栽工の防風林、防護ネット、張芝となっております。

請負契約金額は9,942万2,400円、契約の相手は株式会社丸孝組で、工期は平成25年11月27日から平成

26年3月21日までとなっております。

次に議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約について報告します。

本件は、議案第48号と同じく平成25年度沖縄振興特別推進交付金事業であり、結の浜公園整備事業のうちの植栽工事であります。

工事の概要は、敷地造成工の客土2,500立方メートル、植栽工の防風林、防護ネット、張芝、公園植栽となっております。

請負契約金額は1億216万5,000円、契約の相手は有限会社山城建設で、工期は平成25年11月27日から平成26年3月21日までとなっております。

なお、2件についての質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第48号 結の浜公園整備植栽工事（1工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第49号 結の浜公園整備植栽工事（2工区）の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として一括議題とすることに決定しました。

---

◎議案第50号及び議案第51号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第3 議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算及び追加日程第4 議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 145 号

平成25年11月26日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第50号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致
議案第51号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

(大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長(大城佐一)** ただいま議題となりました議案第50号及び議案第51号の2件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長の出席を求め、本日午前11時10分からの審査予定を20分繰り下げて午前11時30分から行いました。

まず、2会計の補正予算は地域の元気臨時交付金関連経費を予算措置するものであり、その審査の結果は次のとおりであります。

議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算及び議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長(金城 勇)** 挙手全員です。

したがって議案第50号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第51号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第8回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後12時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員